

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画

【令和2年度から令和5年度の施策の進捗状況】

目 次

I 基本計画の検証指標の推移	1
II 分野別人権問題の進捗状況	3
※ 資料の見方	5
1 女性に関する人権問題	7
2 こどもに関する人権問題	8
3 高齢者に関する人権問題	11
4 障がいのある人に関する人権問題	13
5 同和問題(部落差別)	15
6 外国人に関する人権問題	17
7 性的マイノリティに関する人権問題	19
8 水俣病に関する人権問題	21
9 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題	23
10 エイズ患者やHIV(エイズウイルス)感染者に関する人権問題	25
11 刑を終えた出所者等に関する人権問題	27
12 犯罪被害者等に関する人権問題	28
13 インターネットに関する人権問題	29
14 災害に関する人権問題	31
15 アイヌの人々に関する人権問題	33
16 難病患者に関する人権問題	34
17 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題	36
18 ホームレスの人々に関する人権問題	18
19 自死遺族に関する人権問題	38
20 様々な人権問題	40

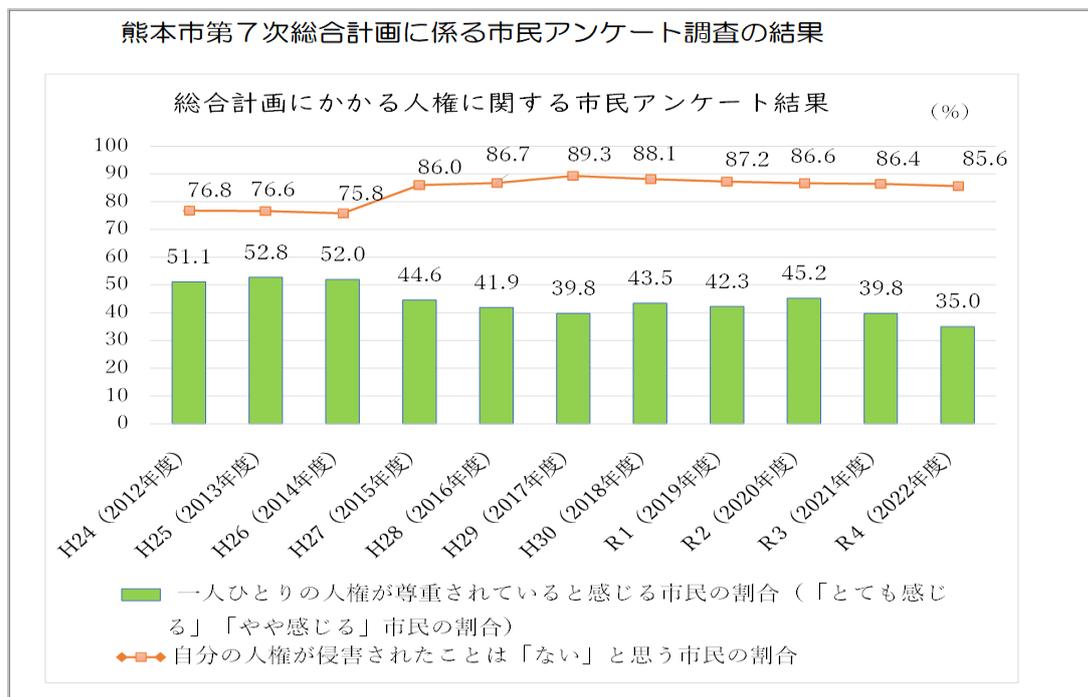
I 基本計画の検証指標について

1 検証指標

基本計画の目標の達成度を測るため、検証指標と検証値を定め、毎年実施する熊本市第7次総合計画に関する市民アンケートにより検証をしている。

検証指標	基準値 2018年度 (平成30年度)	検証値 2023年度 (令和5年度)	検証値 2027年度 (令和9年度)
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合(%)	43.5	47.0	55.0
自分の人権が侵害されたことは「ない」と思う市民の割合(%)	88.1	92.0	95.0

2 検証指標の推移



・R5 (2023年度)の市民アンケートは、令和6年1月頃実施予定。

3 考察

- ①これまでの人権問題に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した差別的言動の発生、インターネットによる誹謗中傷の深刻化等、人権を取り巻く環境の変化が市民の意識にも影響を与え数値が下がったと推察している。
- ②一方で、マイノリティ等の人権問題に対する理解の深まりや様々なハラスメント行為が新たにカテゴライズされるなど、社会の成熟化に伴い、これまで人権問題として捉えられてこなかったことが捉えられるようになったことも要因と考えられる。



指標の数値は下がっているが、個人個人の人権意識は高まっているのではないかと推察

※ 令和5年度に実施する「人権に関する市民意識調査」に下記の設問を追加し、この設問を軸に市民意識調査結果の分析を実施する

あなたの人権を尊重する意識(人権意識)は数年前(概ね3~4年前)に比べて高くなっていると思いますか。

Ⅱ 分野別人権問題の進捗状況

【第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート】

資料の見方

分野別人権課題	15 アイヌの人々に関する人権問題
所管課	人権政策課
基本方針	<p>【アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重する】</p> <p>文化や民族性に優劣はなく、人々の心の中の偏見が差別を生み出し、異なる民族、文化などを抑圧、排除しようとする。アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重するよう人権映画会や講演会等の機会においてパンフレットを配布するなど、啓発活動に取り組みます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

 ←の部分は基本計画に記載の内容

施策	①アイヌの伝統文化の理解	
	基本計画における取組	人権協における研修会等の機会に、アイヌ文化交流センター（東京都）訪問など、可能な範囲で、アイヌ文化に触れる機会を設けます。
	これまでの取組・成果	<p>【人権政策課】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、アイヌ文化交流センター（東京都）へ出向いての研修の機会を設けることは困難であったが、啓発冊子への掲載において、公益財団法人アイヌ民族文化財団の協力を得て、民族共生象徴空間「ウポポイ」の紹介をするなどアイヌの人々に対する理解と認識を深めるための啓発を行った。</p> <p>また、市政だよりにも、人権に関するコラムとして、アイヌの人々に関する人権問題を掲載した。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【人権政策課】</p> <p>マスメディアにおいて、アイヌの人々に関する知識不足から差別的な発言がなされるなど、依然として偏見や差別が存在している。知識不足を自覚しないことが差別につながる可能性もあることから、今後も、継続して啓発を行う。</p>

「これまでの取組み・成果」および「課題や今後の方向性」についての意見を委員のみなさまに伺うもの

施策	②講演会時のパンフレット配布等の啓発活動	
	基本計画における取組	各種の人権に関する講演会時にパンフレット等を配布することにより、アイヌの人々の伝統・文化の理解のための啓発を行います。
	これまでの取組・成果	<p>【人権政策課】</p> <p>人権に関する講演会や映画会、各種イベント等において、パンフレット等を配布し、アイヌの人々の伝統・文化の理解促進を図った。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【人権政策課】</p> <p>人権啓発に関するあらゆるイベントにおいて、市民にアイヌの人々の伝統・文化を理解してもらうための、第一歩としてパンフレット等の配布を継続して行う。</p>

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	1 女性に関する人権問題
所管課	男女共同参画課
基本方針	<p>【あらゆる暴力を許さない社会の実現】</p> <p>あらゆる市民がそれぞれの個性と能力を發揮し活躍するためには、その阻害要因となる相手の人権を損なう行為であるDVやセクハラ等の暴力を根絶することが必要です。このことから、あらゆる暴力を許さない意識の醸成とともに、関係機関と連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制・支援体制の充実を図ります。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策	①暴力(DV・セクハラ等)を許さない基盤づくり	
	基本計画における取組	市民・事業者等を対象とした「DV被害者支援セミナー」や各種ハラスメントやデートDV、セクハラ防止を目的とした出前講座の実施を行うほか、市政だより、市のホームページ等様々な媒体を使った啓発・広報に取り組み、暴力を許さない意識の醸成に努めます。
	これまでの取組・成果	セミナー、出前講座を実施したほか、市政だより、市のホームページ、ラジオ番組等で啓発・広報を行った。 ①DV防止セミナーの開催(YouTube動画配信の視聴数) R2年度 530回、R3年度 714回、R4年度 347回、R5年度 実施予定 ②出前講座の実施(回数、参加者数) R2年度 3回(1,054名)、R3年度 2回(114名)、R4年度 4回(599名)、R5年度 実施予定
	課題や今後の方向性	新型コロナウイルス感染防止対策における外出自粛や休業などの影響に伴う生活不安及びストレスにより、潜在化したDV被害の相談が今後も増加する可能性があり、市政だよりや市HP、各種SNS等の媒体を活用し、DV防止の広報・周知に努める。

施策	②DV相談体制の強化と被害者の自立支援	
	基本計画における取組	DV対策ネットワーク会議及びDV対策庁内連絡会議を通じた関係機関の連携を行うとともに、多様な相談に対応できるよう相談員の資質の向上を図ることにより、DV被害者の早期発見及び自立支援に取り組み、相談体制の充実に努めます。
	これまでの取組・成果	DV対策ネットワーク会議及びDV対策庁内連絡会議を通じた関係機関の連携を行ったほか、専門相談員によるDV相談や弁護士等による法律相談を実施した。 ①DV相談(件数) R2年度 1,144件、R3年度 997件、令和4年度 1,376件、令和5年度 実施予定 ②弁護士による法律相談(実施回数) R2年度 32回、R3年度 33回、R4年度 36回、令和5年度 実施予定 ③臨床心理士による心理相談(実施回数) R2年度 3回
	課題や今後の方向性	各関係部署や関係機関との連携強化、男性被害者や性的マイノリティのDV被害者への相談対応に向けた相談員のスキルアップが必要である。熊本市DV対策ネットワーク会議を活用し、各関係機関との情報共有及び連携強化を図るほか、各種研修会への積極的な参加、女性相談員会議の開催により、相談員のスキルアップ及び情報共有を図る。また、iPadを活用したDV相談や各区との情報交換及び共有を図る。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	2 子どもに関する人権問題
所管課	こども政策課、こども支援課、こども家庭福祉課、児童相談所、総合支援課、健康教育課、人権教育指導室、こころの健康センター
基本方針	<p>【関係機関等との連携による子どもの人権尊重】</p> <p>「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場、行政機関等が連携し、子どもの人権について語り合い理解する機会を数多く設け、人権尊重の取組を進めていきます。併せて、児童虐待の防止も含め、子どもに関心を持つような啓発も行います。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策	① 児童相談所の体制及び専門性の強化と里親家庭への支援充実	
	基本計画における取組	平成28年(2016年)の児童福祉法改正において明確化された、子どもが権利の主体であるということ、児童相談所の体制及び専門性の強化を図るとともに、「家庭養育優先原則」との考え方を念頭に、里親家庭に対してもきめ細やかな支援を行います。
	これまでの取組・成果	<p>【児童相談所】</p> <p>児童相談所の体制について、社会福祉職をはじめとする専門職の配置をすすめ、体制を強化(H30年度以降、20名増)している。また、法的・医学的対応を執ることができる体制を整備するため、令和3年度に弁護士(任期付職員)、令和4年度には医師の配置を行った。あわせて、専門性の向上を目的に、令和2年度に研修委員会を設置し、研修計画の検討及び研修の拡充を図っている。</p> <p>里親家庭に対しては、所の支援体制として、令和2年度に里親班を新設(3名)、令和3年度に里親班を1名増員している(4名)。更に、令和3年4月から、里親養育包括支援(フォスタリング)事業を熊本市フォスタリング機関アグリへ業務委託し、里親制度等普及促進・リクルート、里親研修・トレーニング、里親と子どものマッチング支援、訪問支援等を包括的に行うことで、里親が抱える困り感や不安に対し、適正なアドバイスや支援を行うことのできる体制を整えている。</p> <p>【こども支援課】</p> <p>総合子育て支援センター内に里親制度についてのパネルを展示し、利用者への情報提供を行うとともに、里親になる人が総合子育て支援センターを利用する親子の様子を見学し、子どもとの関わりを学ぶ機会の創出に熊本市フォスタリング機関アグリと連携して取り組んでいる。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【児童相談所】</p> <p>今後は、計画的な人材確保と児童相談所の更なる人員体制強化を図るべく、専門職の増員等を行う。あわせて、従来の法定研修等に加え外部研修機関等のより専門性の高い研修への派遣や関係機関との合同研修、学識経験者や外部の専門家を講師とした、高度な技術習得を目指した研修の企画実施を行い、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。</p> <p>また、児童相談所、フォスタリング機関、里親支援専門相談員の役割の明確化、更には熊本県里親協議会を加えた4者の連携強化を図り、更なる里親家庭支援の推進に取り組む。</p> <p>【こども支援課】</p> <p>色々な機関との連携の強化と支援センターの役割について、現状だけでなく出来る事を考えていく。相談案件に関しては、特にきめ細やかな対応が必要になる為、職員の資質向上を目指す。</p>

施策		② 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への理解と支援
基本計画における取組		虐待の未然防止・早期発見や子育てに孤立している家庭等への関心や理解が社会全体で図られるよう、虐待防止等の広報・啓発活動等を行います。併せて、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策の推進にも取り組みます。
これまでの取組・成果		<p>【こども家庭福祉課】 毎年11月に「熊本市オレンジリボンキャンペーン」を開催し、自治会や学校等へポスターの掲示・チラシの配布を行った。また、本庁1階にてブースの設置を行ったり、熊本ヴォルターズホームゲーム会場にてアンケート活動を行い市民に直接参加いただくことで、児童虐待について正しい理解が深まるとともに、児童虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」の認知拡大を行うことができた。</p> <p>【こども政策課】 こどもの貧困やこどもの孤食、こどもの居場所づくり、食育、多世代交流の機会等を目的に開催される地域の子ども食堂や、子育て支援活動・こどもの健全育成活動等を展開する団体等に対する情報提供や活動費の助成を行った。 また、妊娠・出産・子育てなど、ライフステージに応じて必要な情報が必要とする家庭等に届くように「結婚・子育て応援サイト」や「満1歳おめでとうカード」等による情報提供を行っている。</p> <p>【こども支援課】 虐待防止研修は職員対象に毎年実施している。また、孤立して子育てしている家庭に第一歩を踏み出してもらえるように、赤ちゃん向けの様々な講座を計画し、実施している。乳幼児ママパパ教室では校区サークルと連携を図り、双方で紹介し、支援の輪が広がる様に周知している。R5年度の子育てほっとステーション職員対象の虐待防止研修で「子どもの貧困問題と子ども食堂の役割」と題して子ども食堂代表の講話を予定している。 熊本市の現状を職員が正しく理解する事を目的としている。</p>
課題や今後の方向性		<p>【こども家庭福祉課】 児童虐待対応件数は増加傾向であり、全国で重篤な虐待事例が起きていることから引き続き児童虐待防止についての普及啓発活動に努める。</p> <p>【こども政策課】 今後も「結婚・子育て応援サイト」等による子育て支援に関する情報提供を行っていくとともに、支援が必要な子どもや家庭等を支援する団体等への支援を継続していく。</p> <p>【こども支援課】 ・虐待防止研修については、直接親子に接する職員の受講は継続してその機会を設ける。 ・虐待の未然防止の為に孤立化を防ぎたいが、子育て支援センターはどうしても受け身である為、保護者の方から如何に第一歩を踏み出してもらえるかが課題である。</p>

施策		③ 家庭・地域等と連携した人権教育の推進
基本計画における取組		<p>専門家とも連携して、特別支援教育、いじめ、不登校、引きこもり対策を強化するとともに時代の要請に対応し、子どもの主体性を重視した活動と、性に関する指導を通じたいのちを守る教育を充実させ、子ども一人ひとりが、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それを具体的な態度や行動に現すことができるよう、家庭・地域等と連携しながら人権教育を進めていきます。</p>
これまでの取組・成果		<p>【総合支援課】 障がいのある子どもとない子どもが体験的活動等で共に学び合い、交流を図る活動を通して障がい者理解を推進している。</p> <p>【こころの健康センター】 こどもの不登校や精神的不調などに関する電話相談を受け、必要に応じて精神科医や臨床心理士による面接相談の場を設けている。また、関係機関からこどもの対応について相談があった際には、助言や適切な機関の紹介といった技術支援を行っている。</p> <p>【健康教育課】 産婦人科医や助産師等の専門家を小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に派遣し、子どもたちが性に関して正しい判断力を身に付け、適切な行動を選択できるよう、「いのちの大切さを考える講演会」を実施している。</p> <p>【こども支援課】 R4年度に子育てほっとステーション全体研修で専門職による講話を実施。子どもの発達の話の中で、性教育に関する部分も織り込んでもらい、乳幼児期からの性に関する指導についても関心を持ってもらえたと感じる。総合子育て支援センターでは乳幼児ママパパ教室で講師派遣事業も行っているが、最近性は性に関する講話の依頼も増えて来ている。講話に関する相談の際は担当も良さや必要性を紹介出来ている。</p>
課題や今後の方向性		<p>【総合支援課】 取り組んだ内容等について、PDCAサイクルによる見直し、変更、実施を行い、障がい者理解の推進を図っていく。</p> <p>【こころの健康センター】 こどもを精神科に受診させたいという相談が多いものの、初診の場合は受診するまでに数か月を要している。病院に繋がるまでの間にこどもや保護者が孤立しないよう、学校やスクールカウンセラーへの相談を勧めるほか、当センターの電話相談を活用するよう促していく。</p> <p>【健康教育課】 学校向けの研修会等で小学校での講演会の必要性や講演内容等について啓発し、学校の理解を深め、実施校を増やしていく予定である。</p> <p>【こども支援課】 乳幼児期からの性教育や命の大切さ、多様性など、利用者や職員に関心を持ってもらう機会を設ける。</p>

施策		④ 人権教育の学習内容・方法等の改善・充実
基本計画における取組		<p>児童生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れることができるように、人権が尊重される学習活動の工夫と展開、人間関係づくり、環境づくりを推進する。また、『児童の権利に関する条約』の周知と『子どもの意見表明の機会』の確保を目指した熊本市子どもフォーラムの開催を推進します。</p>
これまでの取組・成果		<p>【人権教育指導室】 ・毎年、園・学校訪問を行い、人権学習の授業研究会を実施することを通して、人権尊重の視点に立った学習の創造について、各園・学校職員と研修を深めている。 ・各中学校区にもとづく21のブロックで、全職員による人権レポート研修、授業研究会、基本的認識部会を実施している。子どもたちの自尊感情を育む取組が共有され、毎年学校、校種の垣根を越えた学び合いが生まれている。</p>
課題や今後の方向性		<p>【人権教育指導室】 ・学校現場が抱える課題を常に把握できるよう努めるとともに、課題解決に向けた研修の実施や講師の派遣など、ニーズに合った研修の実施を目指していく。</p>

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	3 高齢者に関する人権問題
所管課	高齢福祉課
基本方針	<p>【「高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現】</p> <p>平成15年(2003年)から「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(通称「くまもとはつらつプラン」)」を3年ごとに見直しを行いながら、総合的な高齢者施策を推進しています。さらに、年齢や障がいの有無等に関わらず、社会生活・社会参加ができるよう、市管理施設のバリアフリー化に取り組みます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策	①認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発	
	基本計画における取組	認知症や高齢者の権利擁護のための制度等に関する市民一人ひとりの正しい理解、浸透を図るため、周知・啓発活動について継続して取り組みます。
	これまでの取組・成果	<p>【高齢福祉課】</p> <p>地域包括支援センターや認知症地域支援推進員に加え、これまで養成した認知症キャラバン・メイトの自発的企画等により、認知症サポーター養成講座を開催している。令和4年度(2022年度)は、認知症サポーターを5,720人養成し、令和4年度(2023年度)末時点で累計106,742人となっている。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【高齢福祉課】</p> <p>令和2年度(2020年度)から新型コロナウイルス感染症により養成者数が減少したが、オンラインの活用等により、令和4年度(2023年度)は養成状況が回復傾向にある。学校や企業向けの講座開催が少ないため、開催に向けた支援や案内が必要である。</p>

施策	②認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族等の支援	
	基本計画における取組	身体の状態や社会的な判断能力が低下した高齢者、また認知症高齢者の権利を保持し、高齢者一人ひとりの人権と権利を確保する必要があることから、地域団体等を含む関係機関と連携し権利擁護体制を強化するとともに、区の日常生活圏域ごとに設置される地域包括支援センターの総合相談機能や虐待防止への対応を強化します。
	これまでの取組・成果	<p>【高齢福祉課】</p> <p>令和2年度より各区役所福祉課に基幹型地域包括支援チームを設置し、地域包括支援センターに対する運営支援を行った。また、地域包括支援センター向けに研修を行い、職員の対応力向上を図った。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【高齢福祉課】</p> <p>引き続き、地域包括支援センターへの支援を継続するとともに、令和4年1月より設置している、成年後見支援センター等関係機関との連携を深めていく。</p>

施策		③高齢者虐待の防止と対応
基本計画における取組		介護保険施設等に対し高齢者の権利擁護や認知症ケアに関する研修等を引き続き実施し、虐待行為等の未然防止に努めるとともに、指導監査の強化に取り組めます。
これまでの取組・成果		【高齢福祉課】 高齢者の権利擁護については集団指導で実施。認知症ケアに関する研修等はeラーニングや熊本県と合同で適宜実施し、未然防止に努めた。また指導監査についても関連部署と連携し早急な対応を行ってきた。
課題や今後の方向性		【高齢福祉課】 虐待の防止や認知症の基礎研修については令和3年度の国の基準省令の改正により義務付けられたが、令和5年度までは経過措置であった。令和6年度からは義務となるため、新規開設の事業所をはじめ、既存の事業所についても運営指導等でより一層事業所への指導を強化する。

施策		④成年後見制度等による高齢者の権利擁護
基本計画における取組		認知症高齢者で判断能力が不十分な方で、財産管理や身上監護(介護施設への入所・退所)についての契約や遺産分配などの法律行為等を、自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度である成年後見制度等によって高齢者の権利擁護に取り組めます。
これまでの取組・成果		【高齢福祉課】 令和4年1月、権利擁護支援を必要とする市民の方を迅速に適切な支援に繋げるために、各関係機関や「チーム」で構成された「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う成年後見支援センター(中核機関)を設置した。
課題や今後の方向性		【高齢福祉課】 令和5年度より成年後見支援センターの機能を拡充し、一般市民からの相談を受けるようにしており、今後も継続予定。また、弁護士や司法書士などが関係機関からの相談を受ける「専門職相談会」も引き続き実施予定。 成年後見申立後の受け皿不足の問題や被後見人と後見人のマッチングに課題があり、受任調整会議を開催することで改善を目指している。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	4 障がいのある人に関する人権問題
所管課	障がい福祉課、人事課
基本方針	<p>【障がいへの理解促進と権利擁護の推進】</p> <p>すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが互いに人格と個性を尊重し共生する社会(共生社会)の実現を目指して、障がいへの理解促進と権利擁護を推進します。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策		①障がいのある人に対する理解の促進
	基本計画における取組	研修をとおし多くの市民が「知らない・無関心」から「理解者・実践者」へ行動変容の動機付けとなるよう、社会参加の促進につながる障がい者サポーター制度の充実やヘルプカードの普及、障害者差別解消法の周知徹底など、障がいのある人に対する理解を広めながら、日々の暮らしや活動の中で支援ができるよう実践的に取り組みます。
	これまでの取組・成果	<p>【障がい福祉課】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、集合型の障がい者サポーター研修会は開催が困難だったが、地域や学校、企業等に対し出前講座を開催し、障害者差別解消法の周知、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図る機会を作った。また、市の広報媒体である市政だより、ラジオ、ホームページ、LINE、フェイスブック等を活用し、啓発活動をおこなうことができた。ヘルプマーク・ヘルプカードについては、市電・バスの車両広告や駅の広告を活用し、幅広い世代へ向けた周知を図った。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【障がい福祉課】</p> <p>引き続き、障がい者サポーター研修や、地域や学校、企業等に対して出前講座を開催することで、障害者差別解消法の周知、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図るとともに、市ホームページや広告等を活用し、ヘルプマーク・ヘルプカードの幅広い世代へ向けた周知を図っていく。</p>

施策		②障がいのある人への虐待の防止
	基本計画における取組	障害者虐待防止法にかかる広報・啓発に努めるとともに、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受け付けや、虐待に関する啓発活動、障がい福祉サービスを実施する事業者に対しては指導及び監査の強化を行い、障がいのある人への虐待の防止とその解消を図ります。
	これまでの取組・成果	<p>【障がい福祉課】</p> <p>障害者支援施設、児童発達支援事業所、NPO法人等に対し出前講座を開催し、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待に関する知識や早期発見、通報の義務について広報・啓発を行った。また、障害者虐待の通告があった事業所に対しては厳しく指導を行い、再発防止とその解消に努めた。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【障がい福祉課】</p> <p>引き続き、出前講座を行うことで障害者虐待防止法に基づく障害者虐待に関する知識や早期発見、通報の義務について広報・啓発を行う。また、事業所だけではなく地域住民に対しても障害者虐待の早期発見・通報の義務の重要性について積極的に周知を図っていく。</p>

施策		③手話言語条例制定への取組
基本計画における取組		手話が言語であるとの認識に基づき、障がいの有無に関わらず、互いを理解し共生する社会を築くために、手話言語条例の制定に取り組み、手話への理解促進と普及を図ります。
これまでの取組・成果		【障がい福祉課】 令和2年4月に「熊本市手話言語条例」を施行し、令和3年7月「熊本市手話に関する施策の推進方針」を策定した。学識者をはじめ、ろう者や手話通訳士等の関係団体の代表者で構成する「熊本市手話言語条例施策推進委員会」を設置し、令和5年2月に委員会を開催して手話に関する施策の実施状況の検証を行った。
課題や今後の方向性		【障がい福祉課】 今後も熊本市手話言語条例施策推進委員会を毎年度開催し、手話に関する施策の実施状況を検証し、必要に応じて方針の見直しを行うとともに、市民や事業者など多くの人が手話への理解を深め、関心を高められるような手話に関する情報の積極的な発信に努めていく。

施策		④障がいのある人の働きやすい職場環境の整備
基本計画における取組		市における障がいのある人の雇用については、法定雇用率以上になるよう採用するとともに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。
これまでの取組・成果		【人事課】 障がい者を対象とした職員採用を毎年計画的に行っており、法定雇用率を達成している。障がいのある新規採用職員に対して、就労パスポートを活用した事前面談や職場訪問、面談を実施し障がいに応じた支援に取り組んでいる。令和4年度に関係課の実務者チームを設置し協力体制を強化した。また、環境整備として令和5年3月から、聴覚障がいのある職員が電話対応を可能にする電話リレーサービスを導入した。 【障がい福祉課】 チャレンジ雇用枠の会計年度任用職員に対して、障がいの特性や必要な配慮等について配属課と情報共有を行うとともに、職場への定着ができるようにジョブコーチによる支援を行っている。また、職員を対象とした研修や意識調査を実施し、障害者差別解消法や具体的な配慮の方法等について周知を行った。
課題や今後の方向性		【人事課】 今後も職場訪問、面談等により職場と連携し、新たな関係課と連携した実務者チームで課題解決に取り組むことで、相談支援体制の強化を図る ことととも に、障がいのある職員それぞれの障がい特性を踏まえつつ、職員が互いに協力し、誰もが働きやすい職場づくりを進めていく。 【障がい福祉課】 今後も引き続き、障がいのある職員に必要な配慮ができるように、ジョブコーチによる支援や職員に対する理解促進を図り、働きやすい職場環境を作っていく。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	5 同和問題(部落差別)
所管課	人権政策課、人権教育指導室
基本方針	<p>【市民一人ひとりが同和問題(部落差別)への正しい理解と認識を深める】</p> <p>地域の実情を踏まえ、国、県をはじめ、関係機関や関係団体等と連携し、家庭、地域、学校、事業所・職場等における教育や研修をとおり、同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取組を進めます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策	①研修や啓発活動の実施による正しい知識の深化と理解
基本計画における取組	市民一人ひとりが同和問題(部落差別)への正しい理解と認識を深めることが重要であり、市民を対象とした講演会の開催や市職員、教職員の研修に努めます。
これまでの取組・成果	<p>【人権政策課】</p> <p>市政だより・啓発冊子・市ホームページ・広報誌等に啓発記事の掲載をするとともに、市民向けの人権教育講演会を実施した。また、市職員への研修動画の配信や窓口・電話等における対応について周知を図った。</p> <p>【人権教育指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員対象の講演会の実施。講師は一般社団法人山口県人権センター事務局長、川口泰司氏 ・すべての幼小中高の人権教育主任を対象とした研修会にて、部落差別の歴史と授業化の必要性について本室の職員が研修を実施した。研修で使用した資料は配付し、園・校内研修での活用を促した。 ・学校訪問において、同和問題(部落差別)に関するミニ講座を実施した。
課題や今後の方向性	<p>【人権政策課】</p> <p>インターネット上での差別的な情報の流布が発生している。市政だより・啓発冊子・市ホームページへの啓発記事の掲載、各種イベントでの啓発パンフレットの配布等を行うとともに、市職員が部落差別(同和問題)を正しく認識し、適切な行動をとることができるよう研修会を実施していく。</p> <p>【人権教育指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落差別の歴史や現代の課題について、授業でどのように取り扱っていけばいいのか、さらに研修を深める必要がある。

施策		②関係機関・関係団体等との連携による啓発活動
基本計画における取組	関係機関や関係団体等と連携・協力し、同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識が得られるよう、あらゆる機会を捉え、人権教育・啓発に取り組めます。	
これまでの取組・成果	【人権政策課／人権同和指導室】 インターネット上で差別的な情報の流布については、国・県と連携し削除要請をするなどの対応を行った。また、当事者団体が実施する研修会に参加し、同和問題(部落差別)についての正しい認識を深め啓発に繋げている。	
課題や今後の方向性	【人権政策課／人権同和指導室】 インターネット等における人権パトロールを実施し、差別的事案については国・県と連携し、削除要請を行う。また、当事者団体が主催する研修会等へ参加し、市職員や教職員の理解促進を図る。	

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	6 外国人に関する人権問題
所管課	国際課
基本方針	<p>【多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用】</p> <p>「熊本市国際戦略」中で、地域の国際化を促進するための基本的取組として、多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用を掲げ、様々な取組を行ってまいります。今後、少子高齢化・労働力不足を背景として外国人労働者の更なる増加が見込まれ、外国人が安心して生活することができる環境整備を行い、外国人・日本人ともに、地域社会の一員として安心して暮らしていくことができる共生社会の実現を目指します。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策		①市民を対象に異文化理解の促進や多文化共生に対する意識の醸成
	基本計画における取組	「熊本市国際戦略」に基づき、外国人にとってさらに暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、日本人と外国人がともに活躍できる環境づくりを目指し、多様性を尊重し、ともに支えあう意識の醸成や支援が必要な外国人への生活サポートとして、様々な機会を捉え、異文化理解の促進や人権尊重意識の醸成に資する啓発を充実します。
	これまでの取組・成果	【国際課】熊本市国際交流会館において、定期的に異文化理解講座を実施し、市民の方に外国の文化や生活について触れていただく機会を設けた。また、当課の国際交流員を出前講座の形で学校等へ派遣し、講義を行うことで、外国人や外国の文化を身近に感じてもらい、児童や生徒たちの多文化共生に対する意識の醸成を図った。
	課題や今後の方向性	【国際課】コロナ禍で減少した異文化理解講座への参加者数の回復を目指すとともに、集客のための周知方法を工夫していく。また、今後は外国人との共生を図る上で、異文化を理解するだけでなく、言葉の違いといったコミュニケーションにおける壁をなくす必要があるため、やさしいにほんごでのコミュニケーションの取り方や翻訳アプリの活用方法など、日本人ができる外国人へのアプローチについて、研修等を実施していく。

施策		②外国人に対する支援の充実
	基本計画における取組	熊本市国際交流会館において、生活全般に関する様々な相談や情報提供を行うワンストップ型の窓口として、「熊本市外国人総合相談プラザ」を運営しています。また、在住外国人等に必要な情報を英語、中国語及び韓国語に翻訳し、熊本市国際交流振興事業団のホームページに掲載しています。他にも、事前に登録した外国人に生活及び災害情報等を英語、中国語、韓国語及びやさしい日本語で携帯メールを通じて配信し、在住外国人等が日本語会話及び生活習慣を学ぶ日本語支援事業等を実施しています。
	これまでの取組・成果	【国際課】熊本市外国人総合相談プラザにおいて、電話通訳やビデオ電話通訳を含む、23言語の体制で、生活や仕事などに関する相談の受付を実施した。また、多言語での生活便利ブックの作成や、コロナ禍でのワクチン情報の迅速かつ正確な発信など、在住外国人へ情報を届けました。さらに、各区及びオンラインにて日本語教室を実施し、在住外国人が参加しやすい体制を作った。
	課題や今後の方向性	【国際課】本市の在住外国人が過去最多となる中、国籍や在留資格なども多様化し、相談内容も幅広くなっている。より多言語で、かつ様々な文化的違いに配慮した相談体制の整備に努めていきます。また、日本語教室については、受講者のニーズや地域の特性にあった事業展開を今後も実施していく。

施策		③ 地域を担うグローバルな人材の育成
基本計画における取組		様々な目的で本市に居住したり、本市を訪れたり、本市で活動する外国人のニーズや課題を踏まえた上で、関係団体との連携による細やかな対応と総合的な支援を行っていくなど、多文化共生社会を推進するとともにグローバルな人材の育成等に取り組みます。
これまでの取組・成果		【国際課】 (一財)熊本市国際交流振興事業団を中心に、大学・病院などの関係機関や外国人コミュニティ等と連携することで、外国人のニーズを適切に把握し、課題解決に繋げた。また、医療通訳や日本語支援、災害支援など様々なボランティアに対する研修を実施し、その登録制度を設けることで、ボランティア人材の育成と確保を行った。
課題や今後の方向性		【国際課】 コロナの影響で活動の機会が減ったボランティアについては、高齢の方が多かったこともあり、コロナが落ち着いた現在も活動再開を留まる傾向にある。再開による不安の払拭に努めるとともに、若年層ボランティアの確保のため、大学等への呼びかけを行います。特に、日本語支援ボランティアについては、不足している傾向にあることから、日本語教育を学ぶ大学生を中心に実践の場として提供していく。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	7 性的マイノリティに関する人権問題
所管課	男女共同参画課、人権教育指導室
基本方針	<p>【市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備】</p> <p>性的指向や性自認が非典型的であることにより生きづらさを抱え、困難な状況に置かれている市民がいます。</p> <p>このような方々に対する支援や、積極的に社会参画できる機会の確保は、当事者の社会的・経済的自立や健康づくりに欠かせないものです。さらには、社会における多様性の尊重とともに持続可能な社会の実現につながるものです。このことから、様々な困難を抱えた方々が安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策	① 性的マイノリティへの支援・社会参画の促進
基本計画における取組	<p>性別違和(トランスジェンダー)の方へ配慮するため、市民が提出する申請・届出書等の性別記載欄について不要なものを削除するよう市全体で取組を進めるとともに、平成31年(2019年)4月には熊本市パートナーシップ宣誓制度を創設しました。</p> <p>さらに、市職員や市民、企業を対象としたセミナー等を開催するなど、多様な性のあり方についての理解促進に努め、偏見や差別の解消につなげるほか、性的マイノリティ当事者及び支援団体等と意見交換をおこなう場を設けるなど、生活上の様々な困難や悩みの解消につながるよう取り組みます。</p> <p>また、教育現場においては、多様性を尊重する人権教育の一環として性的マイノリティに関する教育の推進を促していきます。そして、性的マイノリティに関する教職員に向けた研修機会の増加及び充実を図り、性に対する多様なあり方を認識し、理解を深めていきます。また、学校と外部専門機関との連携を強化し、相談者本人や保護者が安心して相談できる体制の整備を図っていきます。</p> <p>性的マイノリティの方のこころの悩みについては、各相談機関の相談員を対象とした研修会を開催しスキル向上に努めるなど、相談・支援体制を充実します。</p>
これまでの取組・成果	<p>【男女共同参画課】</p> <p>◎パートナーシップ宣誓組数 R2年度6組、R3年度1組、R4年度10組、R5年度0組(6月時点)</p> <p><R2～R5の取組事業></p> <p>①性的マイノリティに関する出前講座の実施 R2年度2件、R3年度2件、R4年度1件、R5年度0件(6月時点)</p> <p>②市民向けセミナーの開催 R2年度348回(youtube視聴回数)、R3年度397回(youtube視聴回数)、R4年度52人、R5年度は今後実施予定</p> <p>③市民・職員に向けた講座の開催 R2年度は実施なし、R3年度18人(職員のみ)、R4年度3,043回(youtube視聴回数)、R5年度は今後実施予定</p> <p>④LGBT等の性的マイノリティ当事者・支援団体と市関係課との意見交換会の開催 R2年度～R4年度は年1回開催、R5年度は今後開催予定</p> <p>⑤避難所運営における性の多様性への対応にかかる職員研修の実施 R2年度～R3年度は実施なし、R4年度54人、R5年度は今後実施予定</p> <p>【人権教育指導室】</p> <p>教職員向けの研修としては、令和3年度「教頭・幼稚園主任教諭研修会」において、FRENS代表の小野アンリ様の講話を実施し、令和5年度には多くの教職員が参加する「人権教育セミナー」において、埼玉大学准教授の渡辺大輔様の講話を予定している。また、毎年実施している園・学校訪問における「ミニ講座」の中で、「性的マイノリティに関する人権問題」についての研修を希望があった園・学校に対して実施している。</p> <p>また、実際に児童生徒、及び保護者等から相談があった場合には、教育委員会の関係課(室)で情報を共有し、必要に応じて園・学校に対して助言するとともに、環境の整備に取り組んでいる。</p>

<p>課題や今後の方向性</p>	<p>【男女共同参画課】 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されたことで、より市民への理解促進が必要となる。 今後策定が予定されている国の計画等を注視し、今後も引き続き性的マイノリティに関する理解促進に向けた取り組みを進めていく。</p> <p>【人権教育指導室】 学校現場においても性的マイノリティの児童生徒への対応の必要性が高まってきているのを感じる。相談があつてからの対応ではなく、性的マイノリティの児童生徒の存在を考慮した上での園・学校づくりを推進できるように、様々な機会をとらえて教職員の人権意識の涵養を図っていく。</p>
------------------	---

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	8 水俣病に関する人権問題
所管課	人権政策課、人権教育指導室、指導課
基本方針	<p>【水俣病に対する正しい理解のための啓発推進】</p> <p>偏見や差別の解消のためには、正しい知識を広め、理解を深めていくことが不可欠であり、継続して水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況等を広く発信していくため、講演会等の啓発活動に取り組みます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策		①市民・企業・団体・教職員への啓発の推進
基本計画における取組		<p>市民や企業・団体の人権啓発指導者を対象とした水俣病資料館等の現地訪問研修、教職員や市民を対象とした講演会等の機会をとらえたパンフレット配布や市民及び人権協会会員を対象とした水俣現地研修の実施などの啓発に取り組みます。</p> <p>また、教職員においては児童生徒の水俣病に関する正しい理解を深めるために、県の協力（又は県の主催）で「教職員を対象とした水俣病啓発事業」を実施しています。</p>
これまでの取組・成果		<p>【人権政策課】</p> <p>市政だより・啓発冊子・市ホームページへの啓発記事の掲載を行うとともに市民や企業・団体を対象とした現地研修会（2年に1回）を実施している。現地研修会では、水俣病資料館等の見学をはじめ、語り部による講話により、歴史的事実を正しく学び、人権問題への理解を深めるための啓発を行った。</p> <p>【人権教育指導室】</p> <p>行政職員対象として「人権啓発研修会（令和2年度）、語り部、緒方正夫様講演」をオンデマンドで配信した。教職員対象の「水俣病啓発事業（県主催）」は令和2年度から4年度で5校実施し、令和5年度は2校実施予定である。同事業の保護者向け研修も令和3年度から1会場ずつ実施し、令和4～5年度は公民館を通じて家庭教育学級の学習会として実施している。さらに、水俣病資料館主催のパネル展示や写真展等の企画展を各学校に通知し啓発を図っている。</p>
課題や今後の方向性		<p>【人権政策課】</p> <p>市政だより・啓発冊子・市ホームページへの啓発記事の掲載を継続して実施する。現地研修会は参加者からの評判がよく、ハンセン病に関する現地研修会と隔年で実施しているが、当事者やその関係者からの体験に基づく話を傾聴する機会の創出を図っていく。</p> <p>【人権教育指導室】</p> <p>講演会の実施やパンフレット等の配布によって、啓発事業を活用している学校もあり、啓発の効果はある。半面、実際にパネル展示や現地企画展への参加は少なく、今後は、さらに啓発推進を充実させていく必要がある。また、実際に現地学習を行っている5年生児童による水俣学習の発表会等を保護者や地域向けに行うなどして、さらに啓発の推進を図っていきたい。</p>

施策		②学校における水俣病学習の推進
基本計画における取組		<p>小学校5年生全員を対象に、水俣病資料館や水俣病情報センター等での調べ学習や語り部の方の講話傾聴等の体験学習をとおして、水俣病への正しい理解と差別や偏見を許さない心情や態度を育むことを目的とした、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を県の協力(又は県の主催)で実施しています。</p> <p>また、水俣病患者が学校を訪問し、小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒との交流を通して水俣病と水俣病の教訓を伝えるための「学校訪問事業」を県の協力(又は県の主催)で実施しています。</p> <p>このような取組をもとに、発達段階に応じて継続した学習を行うことにより、学びを深めるよう、取り組んでいきます。</p>
これまでの取組・成果		<p>【人権教育指導室、指導課】</p> <p>コロナ禍においてオンライン配信で実施していた学習を、令和4年度より現地での訪問学習形式で再開した。現地での学習を通して、差別や偏見を許さない心情や態度を育むとともに、環境や環境問題への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力の育成をさらに充実させている。「学校訪問事業(県主催)」においては、令和5年度予定も含め毎年1校実施し、高等学校・特別支援学校においても、令和5年度に1校実施予定である。</p>
課題や今後の方向性		<p>【人権教育指導室、指導課】</p> <p>この「水俣に学ぶ肥後っ子教室」事業は、熊本県の補助事業であり、熊本県教育委員会と連携して取り組んでいる。「環境立県くまもと」づくりの担い手である子どもたちの育成に向けて、今後も連携協力を推進して現地学習を基本として取り組んでいくとともに、学んだことを生かしていく事後学習の充実さらに取り組んでいかなければならない。</p>

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	9 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題
所管課	健康福祉政策課、人権政策課、人権教育指導室、教育センター
基本方針	<p>【ハンセン病についての正しい認識とハンセン病回復者及びその家族に対する理解の深化】</p> <p>ハンセン病回復者及びその家族が、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立ったあらゆる場における人権教育・啓発への取組を推進します。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策	①市民に対する啓発の推進
基本計画における取組	<p>ハンセン病回復者及びその家族に対する偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められることから、人権週間や様々な啓発イベントにおいて、人権講演会をはじめ、パネル展示や啓発冊子の配布等をとおして、ハンセン病についての正しい認識を持ち、ハンセン病回復者及びその家族に対する理解が深まるよう、啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>また、市民及び人権協会員を対象とした菊池恵楓園訪問現地研修を実施するとともに、地域や地域団体、行政においても、菊池恵楓園入所者の方との交流やハンセン病回復者等の講話を聴く活動を行っています。</p>
これまでの取組・成果	<p>【健康福祉政策課】 「世界ハンセン病の日」に合わせて菊池恵楓園絵画クラブのパネル展示を行い、多くの市民にハンセン病問題について考える機会を提供した。</p> <p>【人権政策課】 市政だより・啓発冊子・市ホームページへの啓発記事の掲載や市民を対象にハンセン病を題材とした映画(「あん」)の上映を令和2年度に実施した。また、各種イベントにおいて、啓発パンフレットを配布するなどの啓発を行った。令和5年度は、リニューアルオープンした菊池恵楓園歴史資料館での現地研修会を実施する予定としている。</p> <p>【人権教育指導室】 コロナ禍において、現地研修会等の開催はできなかったが、ハンセン病啓発月間を中心に市民がハンセン病に対する正しい知識と理解を深め、ハンセン病回復者に対する偏見や問題意識の解消につながる啓発活動を行ってきた。</p>
課題や今後の方向性	<p>【健康福祉政策課】 ハンセン病に対する偏見や差別意識の解消を図るため、菊池恵楓園絵画クラブのパネル展示を継続して行う。</p> <p>【人権政策課】 水俣病と隔年で実施している現地研修会等においては、体験に基づく当事者の講話等が有意義であるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による影響や当事者の高齢化等による実施困難が課題となっている。今後も、市政だより・啓発冊子・市ホームページへの啓発記事の掲載を継続するとともに、心に触れる啓発内容となるよう工夫して実施していく。</p> <p>【人権教育指導室】 人権週間や様々な啓発イベントにおいて、ハンセン病についての正しい認識やハンセン病回復者及びその家族に対する理解が深まるよう啓発活動を行う。また、昨年度リニューアルした歴史資料館の見学についても幅広く周知していく。</p>

施策		②小・中学校における学習の推進
基本計画における取組		小・中学校では、発達段階に応じた継続的な学習、正しい知識の普及と併せた人間的な交流を通じて学びを深め、児童生徒に差別や偏見を許さない心情や態度の育成を図っていくことを目的として、ハンセン病回復者の語りを収録したDVD(平成19年度(2007年度)作成)や厚生労働省、県等が作成したパンフレット等を配布しています。それらの活用を進めるなど、ハンセン病をめぐる人権学習の充実を今後も図っていきます。
これまでの取組・成果		【人権教育指導室】 各園や学校におけるハンセン病回復者等の人権に関する学習の実施については、令和4年度において、小学校57.6%、中学校95.3%と、特に小学校では年々高まってきている。ハンセン病回復者の語りを収録したDVDや授業の実践事例を掲載した「じんけんシリーズ」の活用を促すとともに、人権教育主任会での研修会をはじめとする研修会等を通して、ハンセン病をめぐる人権学習の充実を図ってきた。
課題や今後の方向性		【人権教育指導室】 学校訪問において、園や学校の年間指導計画の指導や授業実践における助言を丁寧に行う。また、指導者養成の各研修会の中で啓発活動を行うとともに、各園や学校の人権教育主任との連携を図り、推進状況や課題の共有化を図り、人権教育を推進していく。

施策		③教職員に対する研修の推進
基本計画における取組		ハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深め、人権教育推進に向けた資質及び実践的指導力の向上を図るため、「菊池恵楓園現地研修会」等の教職員への研修を実施していきます。
これまでの取組・成果		【人権教育指導室】 コロナ禍において、現地研修会ではなくオンラインによる研修会を開催してきた。昨年度は、ハンセン病問題に関する動画視聴及び「ハンセン病をめぐる人権」と題した、中修一さんによる講話を通して、教職員のハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深める機会とするとともに、参加した職員が研修会での学びを各園や学校へ広げ、人権教育推進を図ってきた。 【教育センター】 中堅教諭等資質向上研修で、菊池恵楓園の方からハンセン病を通して差別や偏見について考える研修を設定している。
課題や今後の方向性		【人権教育指導室】 令和5年度から現地研修会を再開する。各園や学校から、主に現地研修会未経験の教職員を対象に、菊池恵楓園内施設及び歴史資料館の見学と恵楓園入所者自治会による講演会を開催する予定である。また、参加者及び人権教育主任を中心に各園や学校での研修会への実施へつなげ、人権教育の推進を図っていく。 【教育センター】 実際に体験した方の話を聞くことで、差別や偏見の恐ろしさや人権尊重の態度を養うことの大切さを感じられる研修である。研修のまとめからも大変充実した研修であると、多くの意見をいただいているので、今後もこの研修を継続していく予定である。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	10 エイズ患者やHIV(エイズウイルス)感染者に関する人権問題
所管課	感染症対策課、健康教育課
基本方針	<p>【市民一人ひとりがHIV感染の予防を考え、正しい知識を持ち、感染者との共存について理解する】</p> <p>感染症の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場において、正しい知識の普及・啓発の取組を進めていきます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策	① 啓発活動の推進
基本計画における取組	<p>中学校、高校では、「熊本市性に関する指導《指導案集》」に準じて、HIV感染に対する不安やHIV感染者に対する偏見をなくすことを目的として、系統的なエイズ教育を推進しています。</p> <p>保健所では、エイズに関する理解を深める取組として、高校、専門学校等を対象とした専門医師等を活用した講師派遣事業と、職員による出前講座を中学校、高校、専門学校、企業等に対して行っており、平成30年度(2018年度)の実施回数及び実施対象人数は、27回、4,640人でした。</p> <p>また、学校、市関連施設、市電、一般事業所等へのポスター等の掲示や啓発物の配布、高校文化祭、大学学園祭や街頭でエイズ啓発キャンペーン等を行い、エイズに関する理解を深める取組を行っています。</p>
これまでの取組・成果	<p>【感染症対策課】</p> <p>市政だよりやラジオによる広報、ウェルパルクまもとのパネル展、大学学園祭でのポスターの掲示や啓発物の配布等により、HIV/エイズに関する正しい知識の普及に努めた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度～令和4年度は、講師派遣事業や出前講座を実施することが出来なかったが、オリジナル啓発DVDを作成し、中学校に配布した。令和5年度からは再開している。</p> <p>またコロナ禍でも出来る啓発として、SNSでの情報発信、窓口番組案内モニターでの動画放映、熊本城ライトアップなどに新たに取り組んだ。</p> <p>ラジオ広報：令和2年度5回、令和3年度5回、令和4年度4回</p> <p>【健康教育課】</p> <p>小学校・中学校・高等学校では、「熊本市性に関する指導《指導案集》」に基づいて、HIVについて正しい知識を持ち、感染者等に対する偏見をなくすため、系統的・横断的なエイズ教育を推進している。</p>
課題や今後の方向性	<p>【感染症対策課】</p> <p>未知の感染症に対しては、不安により、偏見や差別を持ちやすいことから、市民一人ひとりがHIV/エイズに関する正しい知識を持ち、理解を深める取組を、今後も継続して行う。</p> <p>【健康教育課】</p> <p>今年度から2年間かけて新しい指導案集を作成予定で、令和7年3月末の完成を目指している。今後もHIVについての正しい知識や、感染者等との共存について理解するエイズ教育への取組を継続していく。</p>

施策		② 相談・検査業務の充実
基本計画における取組	保健所での相談・検査業務では、市民が安心して相談できる環境整備に努めており、平成30年(2018年度)は1,276件の相談がありました。これらの取組は、医療関係者や大学生ボランティアグループ、市民グループ等と連携して行っています。	
これまでの取組・成果	【感染症対策課】 保健所での相談・検査業務について、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時休止をしたが、令和2年度より体制を縮小して再開し実施してる。 エイズ相談数：令和2年367件、令和3年530件、令和4年682件	
課題や今後の方向性	【感染症対策課】 新型コロナウイルス感染症の影響による検査機会の減少や受検控えなどにより、無症状感染者が十分に把握出来ていない可能性があることから、今後、相談・検査業務を充実させていく必要がある。	

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	11 刑を終えた出所者等に関する人権問題
所管課	生活安全課
基本方針	<p>【刑を終えた出所者等に対する市民への人権啓発】</p> <p>刑を終えた出所者等が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、市民の理解のための人権啓発に取り組みます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策		① 社会を明るくする運動等を通じた市民への啓発
	基本計画における取組	<p>「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」熊本市推進大会を開催し、市民への啓発に取り組みます。また、当運動の推進委員は地域の実情に応じた効果的な方法により広報・啓発活動に取り組みます。</p> <p>また、市政だよりや市ホームページ等の広報媒体を活用して、市民への人権啓発に取り組みます。</p>
	これまでの取組・成果	<p>【生活安全課】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2・3年度は社明”熊本市推進大会を书面開催し、メッセージの伝達式を庁内で行った。その間、様々な広報・啓発の方法を模索し、令和3年度は商工会議所の広報誌「広報ひのくに」に協力雇用主の記事掲載や、市役所1階ロビーでのパネル展示、市電内の広告掲示した。また、全国に先駆けて熊本城をシンボルカラーの黄色にライトアップし、人生の再スタートをしようとする人たちが、それらの人々を支える人たちに応援するメッセージとした。令和5年度は第73回熊本市推進大会を開催し、基調講演に犯罪被害者のご遺族である清水誠一郎様からの講演をいただく予定。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【生活安全課】</p> <p>関係機関・団体等の積極的な参加、協力を得て、地域の実情に応じた効果的な運動を展開すると共に、広く一般の方々にも本運動への関心を持っていただく必要がある。</p> <p>そのためにも関係団体等と連携し、広報啓発の方法についても検討・模索し、より多くの市民に本運動への関心と理解を深めていただく。</p>

施策		② 再犯防止に向けた関係機関・団体との連携
	基本計画における取組	<p>熊本保護観察所や保護司会等の関係機関・団体と定期的な意見交換会を開催し、情報の共有を図っていきます。</p> <p>また、熊本保護観察所や保護司会等の関係機関・団体と連携して、熊本市再犯防止推進計画(仮称)を策定し、再犯防止対策に取り組みます。</p>
	これまでの取組・成果	<p>【生活安全課】</p> <p>令和3年3月「熊本市再犯防止推進計画」を策定。熊本保護観察所、保護司会等との協働による社会を明るくする運動推進大会の開催や、ロアツ熊本の試合における啓発活動を実施。また、熊本刑務所や熊本少年鑑別所との意見交換などを行った。また、令和元年度から社会復帰応援企業求人誌を発行し、関係機関や保護司会等へ提供した。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【生活安全課】</p> <p>再犯防止については、計画はあるが条例での規定等がないこと等から、現在、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」について、再犯防止の理念を加え改正を進めている。今後、本条例に基づき、相互に関連が深い「防犯」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」の3つを柱とした施策を展開していく。</p>

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	12 犯罪被害者等に関する人権問題
所管課	生活安全課
基本方針	<p>【犯罪被害者等に関する人権啓発】</p> <p>関係機関・団体との連携による支援体制の充実と犯罪被害者やその家族に関する啓発に取り組み、犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくります。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策		① 犯罪被害者等支援の関係機関・団体との連携した啓発活動
	基本計画における取組	公益財団法人くまもと被害者支援センター、熊本県警察等の関係機関、専門機関等と連携し、犯罪被害者やその家族が置かれた現状や支援の必要性を社会に周知するための広報啓発活動に取り組んでいきます。
	これまでの取組・成果	【生活安全課】現在、生活安全課及び各区総務企画課に相談窓口を設置し、適切な支援機関や部署につなぐほか、犯罪被害者等の置かれた状況について市民に理解を求めため、公益社団法人「くまもと被害者支援センター」と連携し、各区役所や市庁舎1回ロビーでのパネル展の実施、シンポジウムの共催、市政だよりやHP等による広報啓発を実施した。
	課題や今後の方向性	【生活安全課】犯罪被害者等支援のための特化条例や計画の整備を行い、それらに基づく支援策の充実を図る。

施策		② 「公益財団法人くまもと被害者支援センター」の活動支援
	基本計画における取組	公益社団法人「くまもと被害者支援センター」と連携し、相談員や支援ボランティアの養成を図り、犯罪被害者等への支援の充実を図ります。
	これまでの取組・成果	【生活安全課】公益社団法人「くまもと被害者支援センター」と連携し、支援ボランティアの養成にかかる広報啓発等を行った。
	課題や今後の方向性	【生活安全課】犯罪被害者等支援のための特化条例や計画の整備を行い、それらに基づく支援策の充実を図る。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	13 インターネットに関する人権問題
所管課	情報政策課、人権政策課、人権教育指導室、教育センター、地域教育推進課
基本方針	<p>【個人情報管理とインターネット利用上の情報モラルに関する学習機会の提供】</p> <p>セキュリティの強靱化と市民及び学校教育における啓発活動に取り組みます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策	①情報セキュリティポリシーの見直しや職員研修の強化及びセキュリティ対策ソフトの導入等	
	基本計画における取組	個人情報等については、重要な情報が危険にさらされるといった問題への対応強化も必要となっているため、環境に即した情報セキュリティポリシー〈※21〉の見直しや、情報セキュリティに関する職員研修の強化といった運用面と、セキュリティ対策ソフトの導入や、二要素認証によるセキュリティの強靱化といった技術面の両方からの対策を実施しています。
	これまでの取組・成果	<p>【情報政策課】</p> <p>令和3年度と令和4年度に情報セキュリティポリシーを改定し、令和5年度も改定予定している。また、毎年、情報セキュリティに関する職員研修を実施し、内部監査・外部監査を通じたセキュリティ対策ソフトの導入や2要素認証の導入確認・徹底を進めることで、人的・技術的セキュリティ向上に努めた。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【情報政策課】</p> <p>DXの進展から、クラウドサービスの利用、IoTの普及、AIの利用が急激に進むことが見込まれると同時に、サイバー攻撃も高度化・多様化することでより危険性が高まってくると考えられる。そのため、国や関係機関からのセキュリティに関する情報収集を継続し、セキュリティポリシーの改定や職員研修、内部・外部監査に活かし、市全体のセキュリティ向上に努めていく必要がある。</p>

施策	②学校教育における取組	
	基本計画における取組	<p>各小中学校の情報教育担当教員に情報モラル教育推進リーダー研修を実施し、最近のSNS等によるトラブルを知り、情報モラル研修の進め方等の研修を行い、自校へ持ち帰り教職員への周知、生徒への授業の実践につないでいます。また、教育委員会の職員が学校へ出向き、情報モラルについて直接児童生徒への出前授業や職員向けの「パッケージ研修」も行っています。</p> <p>さらに教職員向けの研修も実施し、学校現場での情報モラル教育の推進に努めるとともに、ネットトラブルの対策についての研修も行っています。</p>
	これまでの取組・成果	<p>【教育センター】</p> <p>年に一度、情報モラル教育推進リーダー研修を実施している。各学校のニーズに応じて指導主事等が学校に出向き、研修を行う「パッケージ研修」を行っている。その中の1つに「情報モラル教育の進め方」を配置している。さらには、SDTワイライト研修の中にも情報モラル教育に関する講座を開き、現場の先生方がすぐに授業で活用できるようになっている。</p> <p>【地域教育推進課】</p> <p>毎年7月が「青少年の非行・被害防止全国強調月間」とされており、それに応じて総合支援課、健康教育課と連携を取り、各学校へ関連資料を配付して広報啓発活動の取り組みを依頼している。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【教育センター】</p> <p>教育センターの研修においては、現在教職員向けの研修のみとしている。講師は指導主事が行っているが、少しずつ企業の方なども入っていただいで、専門的な視点からも学べるようにしていきたい。教職員がどのように情報モラル教育を進めていけばよいか学ぶ場とする。同様に、自校で情報モラル教育を推進する教職員の育成の場としていきたい。</p> <p>【地域教育推進課】</p> <p>自画撮り被害やSNSを通じたの誹謗中傷など、依然、SNSに起因する事犯の被害児童数が高い水準で推移していることから、今後も、継続して啓発を行う。</p>

施策	③市民を対象とした啓発活動への取組
基本計画における取組	<p>保護者を含めた一般市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発に取り組んでいきます。</p> <p>市民に対しても、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発に取り組んでいきます。</p> <p>また、インターネットによる人権侵害を受けた人を救済するために、熊本地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県と連携した対応を行っていきます。</p>
これまでの取組・成果	<p>【人権政策課】 市政だよりや熊本市人権啓発市民協議会が発行する広報誌への啓発記事掲載等のほか、特に新型コロナウイルス感染症に関して感染者・医療従事者等への誹謗中傷や誤った情報がインターネット上で流布されるなどの事案も発生したことから、CMを制作しテレビや街なかビジョンでの放映を行った。</p> <p>また、インターネット上における人権パトロールを実施し、差別事案については国・県と連携、協力し、削除要請を行った。</p> <p>【人権教育指導室】 「児童の権利に関する条約」の周知と「子どもの意見表明の機会」の確保を目指して、「熊本市子どもフォーラム」を実施しているが、その中でインターネットやICT機器の使い方について取り上げる学校は少なくない。フォーラムには保護者や地域の方も参加し、学校によっては専門家の方を講師として招聘する場合もある。その中で子どもが真剣に考え、自分の意見をしっかりと述べる姿が見られた。</p> <p>【地域教育推進課】 青少年指導員協議会と連携して、県警による県内で起こっているインターネット利用に関する被害や非行少年の現状を知る研修を青少年指導員を対象に実施した。</p> <p>毎年12月に行われる青少年の非行・被害防止キャンペーン内でインターネット利用に関する啓発を含めたウェットティッシュを配布した。</p>
課題や今後の方向性	<p>【人権政策課】 インターネット上での情報の取得や発信は、その容易性・匿名性等から道徳感や罪悪感が希薄のなりがちで、誹謗中傷により自ら命を絶つなどの痛ましい事件も起きている。情報モラルの向上を図るため、様々な媒体を通して啓発を継続するとともに、被害にあった方への相談窓口として人権擁護委員による相談窓口等の周知・広報を行っていく。また、令和5年度は熊本市人権啓発市民協議会の会員や市職員に対する研修(講演会)の実施を予定している。</p> <p>【人権教育指導室】 本室が「インターネットに関する人権問題」そのものを取り上げて研修等を実施することは少ないが、教職員向け研修や園・学校訪問等を通して、熊本市人権教育の目標である、「『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現れるようにすること」の実現を目指す。</p> <p>【地域教育推進課】 研修会を通してインターネット利用上の情報モラルに関する内容を周知していく。青少年の非行・被害防止に関するパンフレット等の配布を継続して啓発活動を行う。</p>

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	14 災害に関する人権問題
所管課	防災計画課、防災対策課、男女共同参画課、障がい福祉課
基本方針	<p>【災害における経験の継承と、定期的な訓練等による要配慮者への対応の確認】</p> <p>熊本地震で被災された多くの方々はもとより、東日本大震災をはじめとした各地で発生した災害等で被災し、本市へ移住された方々の復興を支援するとともに、熊本地震の経験を将来へ継承する取組を実施します。</p> <p>また、定期的な訓練等をとおして、要配慮者への対応を確認するなど人権感覚の醸成を図ります。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策	①講演会等による災害経験の継承	
	基本計画における取組	熊本地震等の被災者の方を招き、当時の状況等を語ってもらうシンポジウム等を開催し、災害時の経験の継承を行います。
	これまでの取組・成果	【防災計画課】 令和5年の熊本地震の日(4月16日)に花畑広場でイベントを開催し、熊本地震当時に小学生～高校生だった若者たちと市長によるトークセッションを行い、熊本地震の記憶や教訓を振り返るとともに、次世代への伝承に向けて意見交換を行った。
	課題や今後の方向性	【防災計画課】 「熊本地震の日」にイベント等を行うことで、引き続き熊本地震の教訓の伝承を図っていく。

施策	②災害時の要配慮者への配慮の優先	
	基本計画における取組	地域防災計画において、避難所開設・運営にあたっての、要配慮者に配慮した居住スペースの割り振り、特に高齢者や障がいのある人、女性や子どもの安心安全に配慮をすることなどを明記しており、今後も引き続き、計画の周知徹底を図り、災害時の要配慮者への配慮を行います。
	これまでの取組・成果	【防災対策課】 避難場所のスロープや手摺りの設置など要配慮者に配慮した施設整備を行った。また、各避難所において、円滑に要配慮者へ対応できるよう、避難所開設・運営マニュアルに基づき、要配慮者に配慮した居住スペースの割り振りなどの訓練を定期的実施している。
	課題や今後の方向性	【防災対策課】 要配慮者支援のためには、対象者の把握が必要であるため、災害時の支援が必要な方に「災害時要援護者支援登録申請書」を提出していただき、把握した情報を、対象者のプライバシーに配慮しつつ、関係機関と共有することで支援体制を強化する。

施策		③福祉避難所の体制整備
基本計画における取組		大規模災害発生時に、高齢者や障がいのある人、乳幼児、その他特に配慮を要する方の避難所として開設される福祉避難所の協定施設の拡充に努め、協定施設との共同の開設訓練を重ね、発災直後から円滑に、福祉避難所を開設し運用できる体制整備を行います。また、協定施設に対し調査や意見交換を行い必要な改善に取り組み、福祉避難所の充実に努めます。 また、障がい児とその保護者を対象とした「福祉子ども避難所」を、市内の特別支援学校に開設し、障がい児等が安心して避難できる場所を確保します。
これまでの取組・成果		【健康福祉政策課】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度以降は、庁内連絡体制の確認や、一部の社会福祉施設との模擬訓練、大学との意見交換を通じたマニュアル検証等、規模や手法を工夫して福祉避難所の開設に係る訓練や検証を実施した。 【障がい福祉課】 障がい児等とその家族が避難する福祉子ども避難所を市内の特別支援学校内に7カ所開設しており、学校運営協議会へ参加し、災害時の連携体制の強化を図るとともに、震災対処実働訓練の実施を行っている。
課題や今後の方向性		【健康福祉政策課】 配慮を要する方より良い避難につながるようマニュアルの見直しや周知を検討する。 【障がい福祉課】 今後も引き続き、学校運営協議会や校区防災連絡会へ参加し、福祉子ども避難所の周知に努め、震災対処実働訓練を実施するなど、災害時の連携体制の強化を図っていく。

施策		④要配慮者等に配慮した避難所づくり
基本計画における取組		良好な避難所の生活環境の確保に努め、要配慮者にも優しく男女共同参画に配慮した避難所づくりを重要な方針として定め、平常時から校区防災連絡会や避難所運営委員会の設立を推進し、要配慮者等への配慮や情報共有の方法等について事前に協議を行い、その対策に取り組めます。
これまでの取組・成果		【防災対策課】 避難場所のスロープや手摺りの設置など要配慮者に配慮した施設整備を行った。また、各避難所において、円滑に要配慮者へ対応できるよう、避難所開設・運営マニュアルに基づき、要配慮者に配慮した居住スペースの割り振りなどの訓練を定期的実施している。 【男女共同参画課】 避難所運営における性の多様性への対応にかかる職員研修の実施。R2年度～R3年度は実施なし、R4年度54人、R5年度は今後実施予定。
課題や今後の方向性		【防災対策課】 要配慮者支援のためには、対象者の把握が必要であるため、災害時の支援が必要な方に「災害時要援護者支援登録申請書」を提出していただき、把握した情報を、対象者のプライバシーに配慮しつつ、関係機関と共有することで支援体制を強化する。 【男女共同参画課】 大規模災害発生時などに開設する各避難所においても、性の多様性を十分理解したうえで避難所運営を行う必要があり、関係部署職員が性的マイノリティ当事者に対する正しい知識を持つとともに、災害時に抱える困難等についても十分に理解し、各避難所へ適切な対応を促すことができるよう取組を継続する。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	15 アイヌの人々に関する人権問題
所管課	人権政策課
基本方針	<p>【アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重する】</p> <p>文化や民族性に優劣はなく、人々の心の中の偏見が差別を生み出し、異なる民族、文化などを抑圧、排除しようとしています。アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重するよう人権映画会や講演会等の機会においてパンフレットを配布するなど、啓発活動に取り組めます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策		①アイヌの伝統文化の理解
基本計画における取組		人権協における研修会等の機会に、アイヌ文化交流センター（東京都）訪問など、可能な範囲で、アイヌ文化に触れる機会を設けます。
これまでの取組・成果		<p>【人権政策課】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、アイヌ文化交流センター（東京都）へ出向いての研修の機会を設けることは困難であったが、啓発冊子への掲載において、公益財団法人アイヌ民族文化財団の協力を得て、民族共生象徴空間「ウポポイ」の紹介をするなどアイヌの人々に対する理解と認識を深めるための啓発を行った。</p> <p>また、市政だよりにも、人権に関するコラムとして、アイヌの人々に関する人権問題を掲載した。</p>
課題や今後の方向性		<p>【人権政策課】</p> <p>マスメディアにおいて、アイヌの人々に関する知識不足から差別的な発言がなされるなど、依然として偏見や差別が存在している。知識不足を自覚しないことが差別につながる可能性があることから、今後も、継続して啓発を行う。</p>

施策		②講演会時のパンフレット配布等の啓発活動
基本計画における取組		各種の人権に関する講演会時にパンフレット等を配布することにより、アイヌの人々の伝統・文化の理解のための啓発を行います。
これまでの取組・成果		<p>【人権政策課】</p> <p>人権に関する講演会や映画会、各種イベント等において、パンフレット等を配布し、アイヌの人々の伝統・文化の理解促進を図った。</p>
課題や今後の方向性		<p>【人権政策課】</p> <p>人権啓発に関するあらゆるイベントにおいて、市民にアイヌの人々の伝統・文化を理解してもらうための、第一歩としてパンフレット等の配布を継続して行う。</p>

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	16 難病患者に関する人権問題
所管課	医療政策課
基本方針	<p>【難病患者・家族への相談・支援の充実】</p> <p>病気に対する無理解や偏見を払拭する啓発活動と相談・支援態勢の充実及び関係機関における情報共有</p>

【令和2年度～令和5年度の実施状況と今後の方向性】

施策	①指定難病医療費助成の実施	
	基本計画における取組	難病対策については、平成30年(2018年)4月から難病の患者に対する医療等に関する法律の大都市特例により県から市へ権限移譲があり、指定難病医療費助成を実施します。
	これまでの取組・成果	<p>【医療政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度末時点難病医療受給者証所持者数は次のとおり。 R2年度:6,417人、R3年度:6,602人、R4年度:6,837人、 R5年度(見込):7,125人 ・各年度分医療費助成額は次のとおり。 R2年度:1,224,603千円、R3年度:1,445,962千円、R4年度:1,448,826千円 R5年度(見込):1,440,000千円
	課題や今後の方向性	【医療政策課】 指定難病医療費助成における申請者は増加傾向にあり、制度等のより一層の周知等継続した啓発活動が必要である。

施策	②熊本県難病相談・支援センターの運営	
	基本計画における取組	大都市特例による権限移譲により熊本県難病相談・支援センターを県と共同で運営を行っています。
	これまでの取組・成果	<p>【医療政策課】</p> <p>熊本県難病相談・支援センターと連携し、医療講演会・相談会等を実施。医療講演会・相談会の各年度の実績は次のとおり。 R2年度:2回、R3年度:3回、R4年度:3回 R5年度(見込):3回(難病相談・支援センター事業2回、熊本市単独事業1回)</p>
	課題や今後の方向性	【医療政策課】 これまで熊本県難病相談・支援センターと連携し、医療講演会・相談会等を実施していたが、R5年度から難病相談・支援センターでの実施に加え、熊本市単独事業として医療講演会・相談会を実施予定。講演会・相談会の開催を増やし、相談等の機会をより多く提供する。

施策		③難病対策地域協議会による情報共有と関係者への啓発の推進
基本計画における取組		難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者・家族への支援に関する情報共有と難病対策地域協議会内の医療・介護等の関係者への啓発を推進し、県と共同設置する「熊本県難病相談・支援センター」において、地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談や支援に取り組みます。
これまでの取組・成果		<p>【医療政策課】 各年度1回開催。</p> <p><R2年度> コロナにより書面開催。R1年度に難病対策地域協議会にて作成した「難病患者さんのためのガイドブック」の内容を更新し、市HPに掲載した。</p> <p><R3年度> 各委員に対し、新型コロナウイルス感染症および災害に関する要望調査を行い、在宅難病患者用の災害対応のフローチャートの作成を検討。</p> <p><R4年度> 「熊本市難病患者・家族のための緊急時フローチャート」を作成。</p> <p><R5年度(予定)> 在宅人工呼吸器使用患者支援事業利用者等に対し、フローチャートを配布。利用者等の意見を踏まえ、内容を見直していく。</p>
課題や今後の方向性		<p>【医療政策課】 引き続き、難病対策地域協議会にて地域における難病患者・家族への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。また、熊本県難病相談・支援センターにおいて、地域で生活する難病患者・家族の日常生活における相談や支援に取り組む。</p>

施策		④医療費相談・訪問相談事業等の実施
基本計画における取組		引き続き、難病患者・家族への支援や医療相談・訪問相談事業等を行っていきます。
これまでの取組・成果		<p>【医療政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の訪問相談員育成事業(研修会)の実績は次のとおり。 R2年度:0回、R3年度:2回、R4年度:1回、R5年度(見込):1回 各年度の訪問相談事業の実績は次のとおり。 R2年度:0回(新型コロナ感染拡大のため中止) R3年度:0回(新型コロナ感染拡大のため中止) R4年度:1回、 R5年度(見込):5回
課題や今後の方向性		<p>【医療政策課】 要支援難病患者やその家族に対し、療養生活を支援するための訪問相談員の確保と資質向上を図るため、引き続き研修会を実施する。また、新型コロナの感染拡大により実施できていなかった訪問相談事業を再開し実施していく。</p>

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	17 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題
所管課	人権政策課、人権教育指導室
基本方針	<p>【「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした市民への啓発の推進】</p> <p>継続した拉致被害者問題の啓発活動に取り組んでいきます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策		①啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知及び啓発冊子等の配布
	基本計画における取組	<p>「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(毎年12月10日～16日)を中心とし、啓発ポスターの掲示や、市政だよりへの掲載、パネル展示イベント開催の周知や啓発冊子の配布などの啓発活動に取り組めます。</p> <p>また、拉致問題に含まれる、家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどを教育的な課題と考え、拉致被害者家族の手記や映画等を教材とした学習を、人権学習実践集、指導案集に掲載して活用を図るなど、児童生徒にお互いの人権を大切にすることが育つような取組を進めています。</p>
	これまでの取組・成果	<p>【人権政策課】</p> <p>「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」である12月の市政だより、「北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題」についての記事を掲載している。また、市ホームページに特設コーナーを設け記事を掲載するとともに各種イベントでの啓発冊子の配布等により、この問題について、市民の関心と認識が深まるよう啓発を実施している。</p> <p>【人権教育指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房拉致問題対策本部事務局が主催する教職員向けのオンライン研修会への参加を募り、昨年度は73人が参加、今年度は69人が参加予定である。 ・各校に「拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」「『人権教育推進事業』成果物概要のHP掲載について」等を通知し、人権教育の促進に活用するよう依頼している。昨年度の人権教育推進状況調査の結果によると、この課題についての学習状況は、小学6年生で約30%、中学3年で約63%であった。
	課題や今後の方向性	<p>【人権政策課】</p> <p>拉致問題についての関心が薄れることのないよう継続して取り組む必要があることから、市政だよりや市ホームページへの記事の掲載及び各種イベントでの啓発冊子の配布、啓発DVDの貸出しを実施する。</p> <p>【人権教育指導室】</p> <p>昨年度の人権教育推進状況調査によると、この課題についての校内研修は小学校で約7%、中学校で約23%という結果であり、取扱いが少ない。国民的課題であるという認識を深められるような周知啓発の方法を考える必要がある。</p>

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	18 ホームレスの人々に関する人権問題
所管課	保護管理援護課
基本方針	<p>【ホームレスの人々への自立支援と偏見・差別意識の解消】</p> <p>ホームレスの人々の現状理解と偏見・差別意識の解消を目指し、啓発に取り組みます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策		①自立支援への取組
	基本計画における取組	本市では、ホームレスの人々の自立支援を進めるため、平成27年(2015年)4月の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、ホームレス巡回相談や一時生活支援事業(シェルター)に取り組んでいます。
	これまでの取組・成果	<p>【保護管理援護課】</p> <p>市内をホームレス巡回支援員が巡回し、ホームレスの人々に声掛けをして、ニーズを正確に確認し、支援者の有無なども確認の上、必要に応じて居住支援法人、就労支援や福祉関連の機関と連携して、就労支援、住居確保等の支援を行っている。その結果、シェルターに一旦入所してから就労を開始して入居費用をためて住居を確保したり、寮付きの就労先へつなぐなどの対応をしている。その他にも、障がいをもつ人々については、相談支援事業所等につないで、自立生活に必要なサービスを利用できるよう支援している。住居確保等支援終了後も、安定した生活の定着支援として、相談者へ連絡をとるなどして、相談に応じている。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【保護管理援護課】</p> <p>住居確保、就労等ができたあとの安定した生活のフォローが可能な社会資源が必要である。現在、ホームレスの人々の中には、路上生活ではなく、車上生活やネットカフェでの生活をしている方がおり、表向きは把握が難しい場合がある。</p>

施策		②偏見・差別意識の解消
	基本計画における取組	ホームレスの人々の実状を理解してもらい、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう人権教育・啓発に取り組めます。
	これまでの取組・成果	<p>【保護管理援護課】</p> <p>関係機関、地域団体と、ホームレス等の支援状況やホームレス状態になる社会的背景などについての情報共有を行っている。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【保護管理援護課】</p> <p>ホームレス等への支援やホームレス状態になる社会的背景についての情報共有を関係機関と行き、理解を広めていく。</p>

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	19 自死遺族に関する人権問題
所管課	こころの健康センター
基本方針	<p>【自死遺族等への相談支援と理解促進】</p> <p>熊本市自殺総合対策計画で定められた自死遺族に関する施策について、相談支援を継続し、進捗状況の評価等を行います。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策	①自死遺族等への相談支援	
	基本計画における取組	悩みや苦しみを抱えた自死遺族へ電話や面談等による相談を行います。
	これまでの取組・成果	<p>【こころの健康センター】</p> <p>自死遺族に対して、電話相談のほか精神科医や臨床心理士による面接相談の場を設けている。必要に応じて職員も対応し、自死遺族グループミーティングに繋げている。また、不特定多数の方が集まるグループミーティングへの参加は難しいものの、同じ思いをされた方の話を聞きたいと希望する自死遺族に対し、ピアサポート事業を案内している。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【こころの健康センター】</p> <p>家族を自死で亡くされた遺族は、数年経ってからようやく思いを話せるようなるケースが少ない。遺族が早く相談に繋がることができるよう、関係窓口ヘリーフレットを配布するなどして周知を続けたい。</p>

施策	②自死遺族グループミーティングの開催	
	基本計画における取組	大切な人を自死で亡くされた方が悩みや苦しみを話し、分かち合う会を開催します。
	これまでの取組・成果	<p>【こころの健康センター】</p> <p>2か月に1回、県の精神保健福祉センターと協同して分かち合う会を開催し、会にはファシリテーターとして臨床心理士が参加している。また、年に1回は自死遺族でありながら支援者でもある講師を呼び、交流会を実施している。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【こころの健康センター】</p> <p>分かち合う会は新規参加者が継続して繋がりにくい状況があるが、徐々に参加者が増加している。匿名で参加できるため、新規参加者や途中退席した方へのフォローが難しい部分があるが、個別に声をかけるなど配慮をしながら会を運営していく必要がある。</p>

施策		③自死遺族への理解促進
基本計画における取組		自死遺族支援に関する講演会の開催やリーフレットを作成し、広く市民に配布します。
これまでの取組・成果		【こころの健康センター】 年に1回、自死遺族でありながら支援者でもある講師を呼び、自死遺族支援者研修会を開催している(令和2年度:中止、令和3年度:26名参加、令和4年度:20名参加)。今年度は10月に開催予定。 自死遺族支援に関するリーフレットを作成し、自死遺族と携わる可能性のある区役所窓口や医療機関に配布している。
課題や今後の方向性		【こころの健康センター】 自死遺族支援者研修会に関しては、参加希望者が少ないという課題がある。多くの参加者が集まるテーマではないものの、広く周知できるよう検討が必要である。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に係る施策評価シート

分野別人権課題	20 様々な人権問題
所管課	人権政策課
基本方針	<p>【様々な人権問題に対し、正しく理解し、差別や偏見の解消に努める】</p> <p>ハラスメントやストーカー問題、まだよく知られていない問題や、これまで社会で認識されている人権問題が絡み合った事例等を啓発活動により周知していきます。</p>

【令和2年度～令和5年度の取組状況と今後の方向性】

施策		①教育・啓発の推進と問題への対処
	基本計画における取組	ハラスメントやこれまでの人権課題が複合的に絡み合って新たな人権課題として認識されたりしていることから、それらの人権問題について、正しく理解し、認識するための研修等を実施し、差別や偏見の解消に取り組んでいくとともに、差別事案が発生した場合も、国、県や関係機関等と情報を共有し、問題に対処していきます。
	これまでの取組・成果	<p>【人権政策課】</p> <p>人権全般に対する取組として、人権啓発作品募集やJリーグローアツと連携した啓発活動を実施している。また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症においては、感染者や医療従事者に対する差別的言動が発生するなど新たな人権問題が浮彫りとなったため、新聞紙面やテレビCM放映、学校や医療機関等へのポスター配布等の啓発を行った。</p>
	課題や今後の方向性	<p>【人権政策課】</p> <p>職場・学校・家庭内・地域におけるパワハラ・セクハラ・モラハラ・アカハラなどのハラスメント行為や新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別が浮彫りになるなど、社会の変化に伴い、これからも様々な人権課題が表面化してくることが想定される。常に情報を収集しながら、適切な啓発を行う必要がある。また、差別事案が発生した場合には、国や県と連携し、削除要請等の対応を実施するとともに、人権侵害を受けた方への相談窓口の周知について、人権擁護委員協議会と協力し進めていく。</p>